

諮問案件及び資料

- ① 総括表及び諮問案件
- ② 要配慮個人情報
- ③ 寒川町個人情報保護条例改正に伴う同条例第 6 条ただし書の規定による既存
答申の確認について

本諮問の趣旨について

寒川町個人情報保護条例が改正され、要配慮個人情報の定義が設けられました。それにより、町の事務で取り扱っている個人情報であって、改正により要配慮個人情報に該当することとなる個人情報のうち、法令若しくは条例の規定による取扱いが義務付けられていないものについて、改正条例の施行日である本年 6 月 1 日以降も引き続き取り扱うため、寒川町個人情報保護制度運営審議会に諮問し、その意見を求めるものです。

(総括表) 条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項に関する諮問案件

資料番号1-①

案件番号	所管課等名	個人情報取扱事務			対象となる個人の類型	要配慮個人情報を取り扱う理由	取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等											
		名称	目的	根拠法令等			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
							思想・信条・宗教	人種・民族	社会的身分	病歴	犯罪の経歴	犯罪による被害	障害	健康診断等結果	医師の指導等	刑事事件	少年事件	
12	福祉課	福祉タクシー利用助成事務	在宅の重度心身障害者等がタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成する。	寒川町福祉タクシー利用助成要綱	重度心身障害者	福祉タクシー利用助成事務の対象者かどうか確認する必要があるため	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
13	福祉課	住宅設備改善助成事務	住宅設備を障害者に適するように改善する場合、その改造工事の助成をし、障害者の福祉に資するため。	寒川町在宅障害者住宅設備改善に対する助成要綱	重度心身障害児者	住宅設備改善の助成及びその支出のため	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
14	福祉課	有料道路割引証発行事務	移動すること等社会生活に関して、ハンディキャップを負う障害者の自立と社会経済活動への参加を支援するため。	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(厚生省社会・援護局長、厚生省児童家庭局長通知)	心身障害児者	割引対象者かどうかを確認する必要があるため	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
15	福祉課	障害者スポーツ大会等事務	障害者のスポーツを奨励し、健康の維持、体力の増進並びに活発な精神活動の促進を図る。	神奈川県障害者スポーツ大会実施要綱	参加する障害者	参加者の障害を含む個人情報を神奈川県へ提出するため	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
16	福祉課	身体障害者等表彰事務	障害を克服し、現に立派に自立更生している身体障害者等を広く表彰することにより、身体障害者等の自立更生の意欲の高揚を図る。	神奈川県身体障害者及び知的障害者の自立生活等表彰要綱	被表彰者	表彰対象者を神奈川県へ推薦するため	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
17	福祉課	障がい者スポーツ教室事務	障がい者が身近な地域でスポーツを通じて、体力増強、交流、余暇等に資するため、並びに町民の障がいに対する理解を深め、障がい者スポーツを普及することを目的とする。		受講者	受講者を把握し、障がい者スポーツ教室を実施するため	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
18	福祉課	NHK放送受信料免除受信者免除事由存否調査事務	放送受信料を免除し、対象者のいる世帯の生活の安定と福祉の向上を図る。	放送法、日本放送協会放送受信料免除基準	対象者	対象者の免除事由存否を確認するため	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×

(総括表) 条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項に関する諮問案件

資料番号1-①

案件番号	所管課等名	個人情報取扱事務			対象となる個人の類型	要配慮個人情報を取り扱う理由	取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等											
		名称	目的	根拠法令等			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
							思想・信条・宗教	人種・民族	社会的身分	病歴	犯罪の経歴	犯罪による被害	障害	健康診断等結果	医師の指導等	刑事事件	少年事件	
19	福祉課	ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システム事業事務	ひとり暮らしの在宅重度障害者の緊急事態に対する不安の解消と日常生活の安全確保を目的とする。	寒川町ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システム事業実施要綱	ひとり暮らし在宅重度障害者	ひとり暮らしの在宅重度障害者に対して緊急通報システムを貸与し、円滑に緊急通報システムを稼働させるため	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
20	福祉課	災害時要援護者支援事務	災害時に迅速・的確に援護が必要な住民を確認するため。		災害時要援護者	災害時に援護が必要な住民を把握するため	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
21	福祉課	デージー録音物貸出業務事務	視覚障がい者等、読み物を読むことが困難な方に対してデージー録音物の貸出を行い、情報のバリアフリーを図ることを目的とする。		使用者	デージー録音物の貸出状況について管理し、申込者へ連絡を行うため	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
22	福祉課	身体障害児者補装具交付・修理事務	身体障害児者の損なわれた身体機能を代償又は補完し、日常生活、職業生活等を容易にすることにより社会的更正に資するため。	寒川町軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成要綱	身体障害児者	補装具交付・修理のため	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
23	高齢介護課	老人保護措置事業費事務	老人福祉施設入所措置を行うため。	老人福祉法	老人ホーム入所措置者、入所措置予定者、養護受託者	入所措置の継続審査及び入所資格審査を行うため	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
24	高齢介護課	ひとり暮らし老人緊急通報システム事業事務	ひとり暮らし老人の緊急事態に対する不安の解消と日常生活の安全を確保する。	寒川町介護予防・生活支援サービス事業実施要綱	ひとり暮らし老人緊急通報システム利用者	ひとり暮らし老人緊急通報システム利用者の緊急事態に備えるため	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
25	高齢介護課	要介護(要支援)認定事務	介護保険サービスを利用するため。	介護保険法	利用者	介護保険のサービスを利用する審査判定をするため	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
26	高齢介護課	寒川町ねたきり高齢者世帯等一般廃棄物戸別収集運搬事業事務	一般廃棄物を町の指定する集積所まで搬出することが常時困難な世帯に対して戸別収集をすることにより、安否確認と衛生的な生活環境の改善により福祉の向上を図る。	寒川町ねたきり高齢者世帯等一般廃棄物戸別収集運搬実施要綱	利用者	寒川町ねたきり高齢者世帯等一般廃棄物戸別収集運搬事業利用者の資格審査をするため	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×

(総括表) 条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項に関する諮問案件

資料番号1-①

案件番号	所管課等名	個人情報取扱事務			対象となる個人の類型	要配慮個人情報を取り扱う理由	取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等											
		名称	目的	根拠法令等			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
							思想・信条・宗教	人種・民族	社会的身分	病歴	犯罪の経歴	犯罪による被害	障害	健康診断等結果	医師の指導等	刑事事件	少年事件	
27	高齢介護課	地域支援事業事務	65歳以上の町民を対象に、要介護状態等となることの予防のために必要な事業を行う。	介護保険法	介護保険町内被保険者	介護保険法に基づく地域支援事業を実施するため	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
28	高齢介護課	給食サービス事業事務	ひとり暮らし等で食事の支度が困難な高齢者に対し、栄養面のサポートと安否の確認を行い、在宅での生活を支援する。	寒川町介護予防・生活支援サービス事業実施要綱	給食サービス利用者	給食サービスを提供するため	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
29	高齢介護課	生活管理指導短期宿泊事業事務	身体的には自立しているが、日常の基本的な生活習慣が欠如している高齢者等に対し、養護老人ホームでの短期間(30日以内)の宿泊による日常生活の支援を図る。	寒川町介護予防・生活支援サービス事業実施要綱	利用者	生活管理指導短期宿泊事業を提供するため	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
30	高齢介護課	認知症初期集中支援推進事業事務	認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業を実施する。	地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)	訪問支援対象者	訪問支援対象者を把握し、適切な支援を行うため	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
31	健康・スポーツ課	成人の健康診査事務	18歳から39歳までの町民対象に貧血やその他の疾患の早期発見、生活習慣病の予防や禁煙の指導を支援する。	成人の健康診査実施要綱	受診者	健診結果を判定する際に必要な情報であるため、健診を受信する段階で必要。情報提供、保健指導を的確に実施するためにも必要な情報であるため。	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×
32	健康・スポーツ課	口腔がん検診事務	町民の口腔の健康保持	寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例、寒川町口腔がん検診実施要綱	受診者、精密検査対象者	病歴は、口腔粘膜に発生するがんの起因となることがあるため、病歴の確認が必要。問診医(口腔がん検診協力医)が必ず聞き取りをする。	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 12

所管課等名	福祉課	
個人情報 取扱 事務	名称	福祉タクシー利用助成事務
	目的	在宅の重度心身障害者等がタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成する
	根拠法令等	寒川町福祉タクシー利用助成要綱
対象となる個人の類型	重度心身障害者の個人情報	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	・身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等 ・知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由		
福祉タクシー利用助成事務の対象者かどうか確認する必要があるため		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 13

所管課等名	福祉課	
個人情報取扱事務	名称	住宅設備改善助成事務
	目的	住宅設備を障害者に適するように改善する場合、その改造工事の助成をし、障害者の福祉に資するため
	根拠法令等	寒川町在宅障害者住宅設備改善に対する助成要綱
対象となる個人の類型	重度心身障害児者の個人情報	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	・身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由		
住宅設備改善の助成及びその支出のため		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 14

所管課等名	福祉課	
個人情報取扱事務	名称	有料道路割引証発行事務
	目的	移動すること等社会生活に関して、ハンディキャップを負う障害者の自立と社会経済活動への参加を支援するため
	根拠法令等	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について (厚生省社会・援護局長、厚生省児童家庭局長通知)
対象となる個人の類型	心身障害児者の個人情報	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	・身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等 ・知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由		
割引対象者かどうかを確認する必要があるため、取り扱わざるを得ない		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 15

所管課等名	福祉課	
個人情報取扱事務	名称	障害者スポーツ大会等事務
	目的	障害者のスポーツを奨励し、健康の維持、体力の増進並びに活発な精神活動の促進を図る
	根拠法令等	神奈川県障害者スポーツ大会実施要綱
対象となる個人の類型	参加する障害者の個人情報	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等・知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。）があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由	参加者の障害を含む個人情報を県へ提出する必要がある、取り扱わざるを得ない	

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 16

所管課等名	福祉課	
個人情報取扱事務	名称	身体障害者等表彰事務
	目的	障害を克服し、現に立派に自立更生している身体障害者等を広く表彰することにより、身体障害者等の自立更生の意欲の高揚を図る
	根拠法令等	神奈川県身体障害者及び知的障害者の自立生活等表彰要綱
対象となる個人の類型	被表彰者の個人情報	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等・知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。）があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由		
表彰対象者を県へ推薦するため		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 17

所管課等名	福祉課	
個人情報取扱事務	名称	障がい者スポーツ教室事務
	目的	障がい者が身近な地域でスポーツを通じて、体力増強、交流、余暇等に資するため、並びに町民の障がいに対する理解を深め、障がい者スポーツを普及することを目的とする
	根拠法令等	
対象となる個人の類型	受講者の個人情報	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等・知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。）があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由		
受講者を把握し、障がい者スポーツ教室を実施するため		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 18

所管課等名	福祉課	
個人情報 取扱 事務	名称	NHK放送受信料免除受信者免除事由存否調査事務
	目的	放送受信料を免除し、対象者のいる世帯の生活の安定と福祉の向上を図る
	根拠法令等	放送法、日本放送協会放送受信料免除基準
対象となる個人の類型	対象者の個人情報	
取り扱う要配慮 個人情報に該当 する記述等	・身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等 ・知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。）があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由	対象者の免除事由存否を確認するため、取り扱わざるを得ない	

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 19

所管課等名	福祉課	
個人情報 取扱 事務	名 称	ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システム事業事務
	目 的	ひとり暮らしの在宅重度障害者の緊急事態に対する不安の解消と日常生活の安全確保を目的とする
	根拠法令等	寒川町ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システム事業実施要綱
対象となる個人の類型	ひとり暮らし在宅重度障害者の個人情報	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	・ 病歴 ・ 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等 ・ 本人に対して医師等により行われた健康診断等の結果を内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由		
ひとり暮らしの在宅重度障害者に対して緊急通報システムを貸与し、円滑に緊急通報システムを稼働させるため、取り扱わざるを得ない		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号20

所管課等名	福祉課	
個人情報取扱事務	名称	災害時要援護者支援事務
	目的	災害時に迅速・的確に援護が必要な住民を確認するため
	根拠法令等	
対象となる個人の類型	災害時要援護者の個人情報	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等・知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。）があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由	災害時に援護が必要な住民を把握するため	

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号21

所管課等名	福祉課	
個人情報取扱事務	名称	デジ録音物貸出業務事務
	目的	視覚障がい者等、読み物を読むことが困難な方に対してデジ録音物の貸出を行い、情報のバリアフリーを図ることを目的とする
	根拠法令等	
対象となる個人の類型	使用者の個人情報	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	・身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由		
デジ録音物の貸出状況について管理し、申込者への連絡を行うため		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 22

所管課等名	福祉課	
個人情報取扱事務	名称	身体障害児者補装具交付・修理事務
	目的	身体障害児者の損なわれた身体機能を代償又は補完し、日常生活、職業生活等を容易にすることにより社会的更生に資するため。
	根拠法令等	寒川町軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成要綱
対象となる個人の類型	身体障害児者の個人情報	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	・身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由		
補装具交付・修理のため		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条 諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 23

所管課等名	高齢介護課	
個人情報 取扱い 事務	名称	老人保護措置事業費事務
	目的	老人福祉施設入所措置を行うため
	根拠法令等	老人福祉法
対象となる個人の類型	老人ホームの入所措置者、入所措置予定者及び養護受託者	
取り扱う要配慮 個人情報に該当 する記述等	病歴 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等 知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。）があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由	入所措置の継続審査及び入所資格審査を行うため	

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号24

所管課等名	高齢介護課	
個人情報取扱事務	名称	ひとり暮らし老人緊急通報システム事業事務
	目的	ひとり暮らし老人の緊急事態に対する不安の解消と日常生活の安全を確保する
	根拠法令等	寒川町介護予防・生活支援サービス事業実施要綱
対象となる個人の類型	ひとり暮らし老人緊急通報システム利用者	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	病歴 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等 知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。）があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由	ひとり暮らし老人緊急通報システム利用者の緊急事態に備えるため	

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号25

所管課等名	高齢介護課	
個人情報取扱事務	名称	要介護（要支援）認定事務
	目的	介護保険のサービスを利用するため
	根拠法令等	介護保険法
対象となる個人の類型	利用者	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	病歴	
要配慮個人情報を取り扱う理由 介護保険のサービスを利用する審査判定をするため		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号26

所管課等名	高齢介護課	
個人情報取扱事務	名称	寒川町ねたきり高齢者世帯等一般廃棄物戸別収集運搬事業事務
	目的	一般廃棄物を町の指定する集積所まで搬出することが常時困難な世帯に対して戸別収集をすることにより、安否確認と衛生的な生活環境の改善により福祉の向上を図る。
	根拠法令等	寒川町ねたきり高齢者世帯等一般廃棄物戸別収集運搬実施要綱
対象となる個人の類型	利用者	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	病歴 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等 知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。)があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由	寒川町ねたきり高齢者世帯等一般廃棄物戸別収集運搬事業利用者の資格審査をするため	

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 27

所管課等名	高齢介護課	
個人情報取扱事務	名称	地域支援事業事務
	目的	65歳以上の町民を対象に、要介護状態等となることの予防のために必要な事業を行う
	根拠法令等	介護保険法115条の45
対象となる個人の類型	介護保険町内被保険者	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	病歴 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等 知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。)があることを内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由	介護保険法に基づく地域支援事業を実施するため	

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条 諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 28

所管課等名		高齢介護課
個人情報取扱事務	名称	給食サービス事業事務
	目的	ひとり暮らし等で食事の支度が困難な高齢者に対し、栄養面のサポートと安否の確認を行い、在宅での生活を支援する
	根拠法令等	寒川町介護予防・生活支援サービス事業実施要綱
対象となる個人の類型		給食サービス利用者
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等		病歴 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等 知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。）があることを内容とする記述等
要配慮個人情報を取り扱う理由 給食サービスを提供するため		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号29

所管課等名	高齢介護課	
個人情報取扱事務	名称	生活管理指導短期宿泊事業事務
	目的	身体的には自立しているが、日常の基本的な生活習慣が欠如している高齢者等に対し、養護老人ホームでの短期間（30日以内）の宿泊による日常生活の支援を図る
	根拠法令等	寒川町介護予防・生活支援サービス事業実施要綱
対象となる個人の類型	利用者	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	病歴	
要配慮個人情報を取り扱う理由 生活管理指導短期宿泊事業（養護老人ホーム）を提供するため		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号30

所管課等名		高齢介護課
個人情報取扱事務	名称	認知症初期集中支援推進事業事務
	目的	認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業を実施する
	根拠法令等	地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)
対象となる個人の類型		訪問支援対象者の個人情報
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等		病歴 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等 知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。)があることを内容とする記述等
要配慮個人情報を取り扱う理由 訪問支援対象者を把握し、適切な支援を行うため		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号31

所管課等名	健康・スポーツ課	
個人情報取扱事務	名称	成人の健康診査事務
	目的	18歳から39歳までの町民対象に貧血やその他の疾患の早期発見、生活習慣病の予防や禁煙の指導を支援する。
	根拠法令等	成人の健康診査実施要綱
対象となる個人の類型	受診者	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	病歴	本人に対して医師等により行われた健康診断等の結果を内容とする記述等
要配慮個人情報を取り扱う理由		
健診結果を判定する際に必要な情報であるため、健診を受診する段階で必要。情報提供、保健指導を的確に実施するためにも必要な項目であるため。		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 32

所管課等名	健康・スポーツ課	
個人情報取扱事務	名称	口腔がん検診事務
	目的	町民の口腔の健康保持
	根拠法令等	寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例 寒川町口腔がん検診実施要綱
対象となる個人の類型	受診者 精密検査対象者	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	病歴 本人に対して医師等により行われた健康診断等の結果を内容とする記述等	
要配慮個人情報を取り扱う理由		
<p>・病歴は、口腔粘膜に発生するがんの起因となることがあるため、病歴の確認が必要。現病歴と既往歴、口腔内の症状（主訴）について、問診医（口腔がん検診協力医）が必ず聞き取りをする。</p> <p>（神奈川県歯科医師会が使用している口腔がん検診共通検診票を用いる。）</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

要配慮個人情報	総括表 番号
思想、信条及び宗教	①
人種及び民族	②
社会的身分 ※ 社会的身分とは、「人が社会において占める継続的な地位」「ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから簡単に脱し得ないような地位」を意味し、具体的には、嫡出でない子であること、被差別部落出身であることなどであって、職業的な地位や学歴などではありません。	③
病歴	④
犯罪の経歴	⑤
犯罪により害を被った事実	⑥
身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があることを内容とする記述等	⑦
知的障害者福祉法にいう知的障害があることを内容とする記述等	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害を除く。)があることを内容とする記述等	
治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であることを内容とする記述等	
本人に対して医師等により行われた健康診断等の結果を内容とする記述等	⑧
健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたことを内容とする記述等	⑨
本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたことを内容とする記述等	⑩
本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたことを内容とする記述等	⑪

個人情報保護条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項に関する承認分(類型)

番号	類型	【現行】取り扱う個人情報	【一部改正条例施行後】取り扱う要配慮個人情報
1	町民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等の意思により思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報が提供され、その個人情報を取り扱う場合 ○各種の相談業務 ○各種の陳情、要望等 ○意見、主張、見解等	○思想、信条及び宗教 ○人種及び民族 ○犯罪歴 ○その他基本的人権を損なうおそれのある事項	○思想、信条及び宗教 ○人種及び民族 ○社会的身分 ○病歴 ○犯罪の経歴 ○犯罪により害を被った事実 ○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条に定める記述等
2	コンクールや試験などで書かれる作文、論文等の記載内容に含まれる思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報を取り扱う場合	○思想、信条及び宗教 ○人種及び民族 ○犯罪歴 ○その他基本的人権を損なうおそれのある事項	○思想、信条及び宗教 ○人種及び民族 ○社会的身分 ○病歴 ○犯罪の経歴 ○犯罪により害を被った事実 ○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条に定める記述等
3	栄典、表彰の事務において被表彰者や候補者等の犯罪歴を取り扱う場合	○犯罪歴	○犯罪の経歴
4	新聞、書籍等の中に世間一般に知られている情報として掲載された個人情報で、思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関するものを出典、収集先、収集時期を明示して取り扱う場合	○思想、信条及び宗教 ○人種及び民族 ○犯罪歴 ○その他基本的人権を損なうおそれのある事項	○思想、信条及び宗教 ○人種及び民族 ○社会的身分 ○病歴 ○犯罪の経歴 ○犯罪により害を被った事実 ○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条に定める記述等
5	政党名、会派名、議員等の政治理念等取扱い制限事項の思想、信条に関する個人情報を取り扱う場合	○思想、信条	○思想、信条
6	用地買収等に際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転等の費用補償を適正に行うため、宗教に関する個人情報を取り扱う場合	○宗教	○宗教
7	国際交流を図るため、海外から研修生や来客者等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障がないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため、宗教に関する個人情報を取り扱う場合	○宗教	○宗教

個人情報保護条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項に関する承認分(個別)

番号	所管課等	事務の名称	個人の類型	取り扱う個人情報	【一部改正条例施行後】取り扱う要配慮個人情報
8	総務課	情報公開請求処理事務	請求のあった公文書に記載された者	○思想、信条及び宗教 ○人種及び民族 ○犯罪歴 ○その他基本的人権を損なうおそれのある事項	○思想、信条及び宗教 ○人種及び民族 ○社会的身分 ○病歴 ○犯罪の経歴 ○犯罪により害を被った事実 ○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条に定める記述等
9		個人情報開示等請求処理事務	請求者		
10		個人情報の取扱い是正の申出処理事務	是正の申出をした者		
11	町民窓口課	身分証明事務	犯罪人	犯罪歴	○犯罪の経歴